



# 石見町 日吉町まちづくり通信

【第36号】  
令和6年1月  
新春号



086-434-8671

あけましておめでとございます。  
皆様におかれましては新春を清々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から土地区画整理事業にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年は、四年前に国内で初めて確認された新型コロナウイルスが5類に引き下げられ、日常の感染対策は個人や事業者の判断に委ねることが基本となりました。スポーツ観戦なども制限なしでの応援が可能となり、本来の日常が戻ってきたことは本当に嬉しい限りです。

本事務所におきましては、昨年から本事業の事業計画の変更を進めさせていただいています。昨年十二月の本市議会（建設消防委員会）で公表させていただきましたが、今後は地元説明会等の開催を予定しており、新たな計画に基づき、皆様ひとりひとりにご理解いただけるよう努めてまいります。

現在、石見町では新しい暮らしの気配がより一層感じられるようになり、日吉町でも建物の解体、宅地やライフライン整備等が進んでおります。多くの皆様の「理解」「協力を賜り、新しいまちづくりが進められること」に改めて感謝申し上げます。また、今年の干支である辰のように、事務所一丸となり、更に力強く、精一杯尽力してまいります。

新しい年が皆様にとってより良い年になりますよう祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

倉敷駅周辺開発事務所長 尾形裕之

## おしらせ

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます

相続登記がされておらず、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」の解消のため、**令和6年4月1日**から相続登記の申請が義務化されます。

相続人は不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から**3年以内**に、相続登記をすることが法律上の義務になります。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります）ので、早めに備えておきましょう。

## 確定申告について

令和5年1月1日から12月31日までの間に補償契約を結ばれた方、補償金等を受け取られた方は、所得税の確定申告が必要です。該当する方には次の3つの証明書をお知らせしておりますので、契約書と一緒に確定申告書に添付して申告期間内に提出してください。

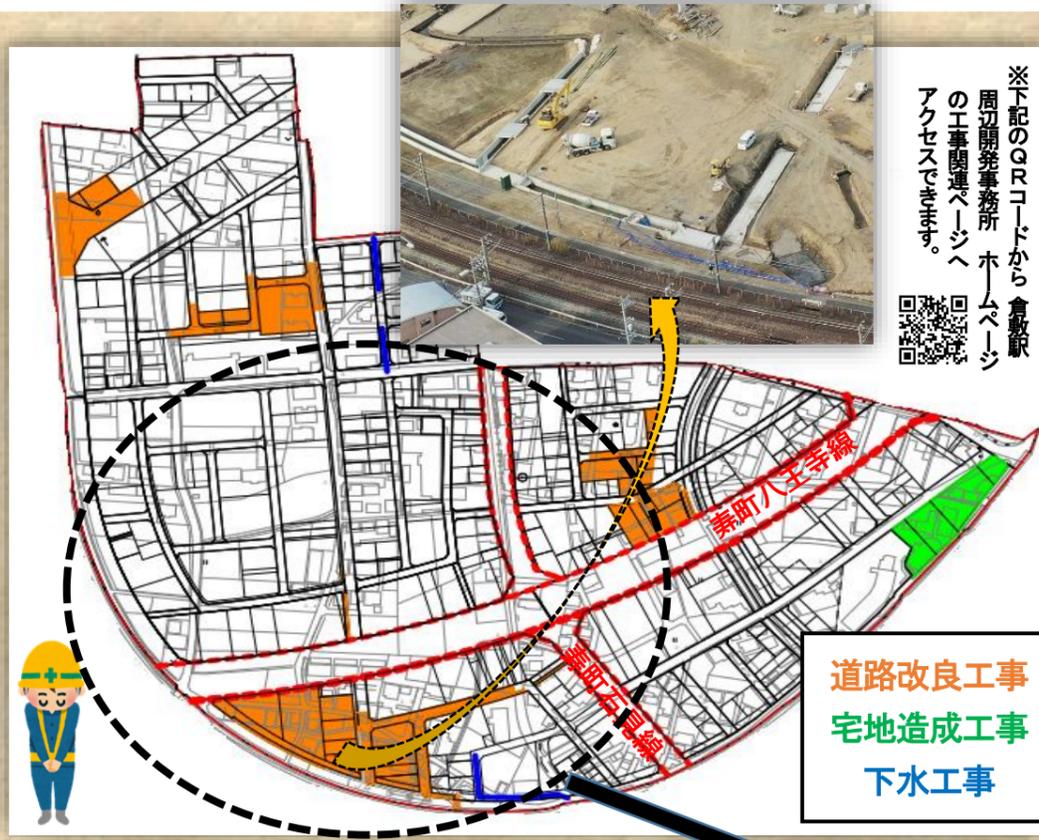
- ① 公共事業用資産の買取り等の申出証明書
- ② 土地区画整理事業の仮換地指定による物件の買取り等の証明書
- ③ 収用証明書



## 工事状況（令和6年1月1日時点）

現在実施している工事の状況です。工事期間中は工事車両の通行等で「迷惑をおかけいたしますが、安全等に万全を期してまいりますので、ご協力賜りますようお願いいたします。

※下記のQRコードから倉敷駅周辺開発事務所 ホームページの工事関連ページへアクセスできます。



道路改良工事  
宅地造成工事  
下水工事

## 通行止め及び迂回路のお知らせ



## 審議会の開催について

第33回土地区画整理審議会を令和6年1月11日（木）に開催します。今回の審議会については、内容に個人情報が含まれますので「非公開」とさせていただきますが、審議会議事録については、倉敷駅周辺開発事務所のホームページに後日掲載します。

## 編集後記

新年あけましておめでとございます。お正月はいかがお過ごしでしたか。日本のお正月といえばお雑煮ですね。雑煮は室町時代から食されていたと言われています。またその種類も白みそ、小豆、鶏ガラ出汁など、地域によって味付けや具材も様々です。いろいろな種類のお雑煮を食べ比べてみるのも面白いかもしれませんね。本年もよろしくご協力致します。

